

「第2期 生駒市空家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施について」
の説明資料

[資料1] パブリックコメントの実施に係るチラシ

[資料2] 第2期 生駒市空家等対策計画（案）の概要

[資料3] 第2期 生駒市空家等対策計画（案）

[参考資料] 第2期 生駒市空家等対策計画（資料編）

「第 2 期 生駒市空家等対策計画(案)」について意見を募集します

「第 2 期 空家等対策計画（案）」は、空き家の有効活用や適正管理の方針を示す「空家等対策計画」と分譲マンションの適正管理の方針を示す「マンション管理適正化推進計画」をあわせた計画です。

「空家等対策計画」は、平成 30 年に策定した現行計画の改定版となります。直近 7 年で本市の空き家数が 100 棟以上減少するなど空き家対策に進展が見られることや令和 5 年の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に対応するものです。

「マンション管理適正化推進計画」は、今回新たに策定します。令和 2 年のマンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に基づき、本計画の策定や管理不全マンションへの助言・指導が規定されたこと等に対応するものです。

生駒市パブリックコメント手続条例に基づき、計画案を公表しますので、ご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理したうえで公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

政策等の案	「第 2 期 生駒市空家等対策計画(案)」 ○案の公表場所 市役所（3 階都市計画課住宅政策室、3 階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンター ISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ
意見の募集期間	令和 6 年 3 月 25 日(月)～4 月 25 日(木)
意見を提出できる方	①市内に住所を有する方 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 ④市内に存する学校に在学する方 ⑤当該案件に利害関係を有する方
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能）に ①案件名 ②住所 ③氏名 ④「第 2 期 生駒市空家等対策計画(案)」へのご意見を明記のうえ、窓口へ持参、郵送、ファクス、市ホームページの入力フォームのいずれかで、都市計画課住宅政策室までご提出ください。詳しくは当該意見募集ページをご覧ください。 ※電話によるご意見には対応することができません。
意見の提出先	①持参 生駒市役所都市計画課住宅政策室（3 階 37 番窓口） 平日 8：30～17：15 ②郵送 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所都市計画課住宅政策室宛 ③ファクス 0743-74-9100（都市計画課住宅政策室 宛） ④ホームページ http://www.city.ikoma.lg.jp
いただいた意見への対応	・提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。